

横浜町直売施設生産団体等支援事業のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的な影響を受けている道の駅「菜の花プラザ」の農林水産物等販売登録者（以下「登録者」という。）に対して、直売施設生産活動の継続と維持を図るため、「横浜町直売施設生産団体等支援事業助成金」を支給します。

1 対象

- ①令和2年6月1日現在で町内に住所を有する個人又は団体等の代表者で、「菜の花プラザ」の登録者であること。
- ②令和元年分の「菜の花プラザ」での販売実績があり、令和2年6月1日以降も引き続き販売を継続していること。
- ③令和元年分の「菜の花プラザ」での販売金額を登録者名で確定申告等がなされていること。
- ④横浜町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 支給額

- ①「菜の花プラザ」の令和元年5月及び6月分の販売金額の合計と令和2年5月及び6月分の販売金額の合計のいずれか高い方の額に15%を乗じて得た額（円未満切り捨て）とする。ただし、10万円を上限とする。
- ②横浜町特産物加工センター（以下「加工センター」という。）の令和2年5月及び6月の使用料の減免を受けている場合は、①により計算した助成金の額と加工センターの使用料の減免額の合計と比較して高い方の額とする。

3 申請書類

- ① 横浜町直売施設生産団体等支援事業交付申請書
- ② 前年分の確定申告書及び収支内訳書等の写し
- ③ 振込先通帳（表紙及び見開き1・2ページ）の写し

4 申請期間

令和2年9月30日（水）まで

※横浜町臨時飲食店等支援給付事業給付金、横浜町小売店等支援給付事業給付金及び横浜町農林水産業体等支援事業給付金との重複受給はできません。